

議案第 71 号

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 12 月 22 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年多可町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第28条の規定を準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「若しくは失職し、」を削り、「死亡した日現在」の次に「。次項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）については、給与条例第28条の規定を準用する。この場合において、給与条例第28条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多可町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 多可町職員の育児休業等に関する条例（平成17年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

現 行	改 正
	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第24条の2</u> 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、給与条例第28条の規定を準用する。この場合において、給与条例第28条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。</p> <p><u>2</u> 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p>

附則第2項による改正（多可町職員の育児休業等に関する条例（平成17年多可町条例第36号））

現 行	改 正
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>